

# 一やんばー<sup>一</sup> STOP! THE ハッ場ダムニュース



in 埼玉

No.4. 2005.7.1

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 代表 藤永知子 TEL/FAX 048-825-3291

## 7月13日の第三回裁判にご参加ください

5月11日第2回目の裁判において 初回と同様、さいたま地方裁判所で一番広い法廷を傍聴人で埋め尽くしたなかで、3人の原告による意見陳述を行うことができました。

今回のように原告側の意見陳述の機会を2回も得られるのは異例なことで埼玉の会では前回とは違った視点で、パワーポイントを使いながらハッ場ダムの問題点を指摘できました。

(詳しくは次ページの報告をごらんください)

この裁判のなかでは、「被告が課長であるのか、または知事になるのか」といった被告適格問題いわゆる「入り口論争」がなされていますが、裁判官は、被告側原告側双方に対し、本案の論議すなわち、ハッ場ダムの問題に踏み込んで論議するようにと促していました。次回は被告側である県側の反論が予定されていますが、どのような内容かを注視したいと思います。

今回で原告側の陳述はひとまず終わり、今後は原告側の弁護士と被告側の弁護士のやり取りになるでしょうが、皆さまには引き続き、裁判の動向に今まで同様に関心を持って見守って頂きますようお願い申し上げます。

また当初から裁判が終わった後、埼玉の会では、野本弁護士にその日の裁判の解説をしていただき、今後の裁判の展開等について意見交換をしています。また、問題となっているダムのビデオを鑑賞していただく機会も設け、単調になりがちな裁判傍聴をより充実した内容にしていくように努めておりますので、是非、引き続き今後も傍聴してくださるようにお願い致します。より多くの埼玉県民の皆さまに、現在、日本一のダム事業費であり、無駄な大型公共事業の筆頭となるハッ場ダムをストップさせるためには、裁判はもちろん他県の会とも連携しながら活動を進めていきますので、今後も埼玉の会の活動をご支援してくださいますように重ねてお願い申し上げます。

藤永知子

第3回目の裁判<7月13日午後1時半~2時>さいたま地方裁判所105号法廷

裁判後の場所：埼玉総合法律事務所 時間：14：10~15：30ぐらい

- 1) 弁護士による裁判の解説、
- 2) 「現地の今」について：「ハッ場ダムを考える会」の事務局渡辺さん
- 3) 早明浦ダムの報告「山が崩れる」上映会

\*途中からの参加も大歓迎です。是非、万障お繰り合わせの上ご参加ください。

## 住民訴訟・第2回公判の報告

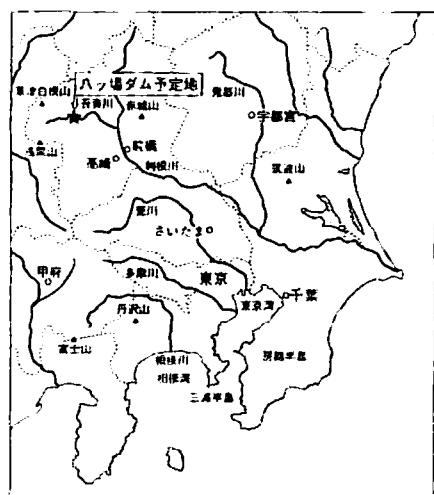
富永 靖徳

埼玉の住民訴訟第2回公判が5月11日（水）15：30から約1時間埼玉地裁301号法廷で開催された。301号法廷は、埼玉地裁の中の最大の部屋で約80名の傍聴人が収容できる。したがって、原告団は当日傍聴席が埋まるかどうか直前までドキドキしていた。幸いこの心配は公判開始と同時に杞憂となり、傍聴席が満員のもとで口頭弁論が行われた。そもそも、住民訴訟の第2回公判で、原告側の口頭弁論が行われるという訴訟指揮自体が異例中の異例らしく、弁護団もびっくりしていた。裁判所がこの訴訟に対して強い関心を持っていることの現れであってほしいと願っています。

2月23日に開催された、第1回の口頭弁論での意見陳述では、大高文子氏が、八ッ場ダムをとりまく情勢について、50年も前に計画されたこのダム事業がいまでも本当に必要なのか、埼玉県が巨額の負担をする意味がほんとうにあるのかと問いかけた後、嶋津暉之氏が八ッ場ダムはすでに利水・治水の両面でその必要性がなくなっている、埼玉県にとって何のメリットもないこと、さらには、建設地の地盤の軟弱さから建設によって地滑り等の災害の誘発の懼れがあること、結論として有害無益なダム建設に埼玉県が巨額の負担をし続けることの不当性を、大変に説得力のある語り口で、分かり易く陳述されました。最後に藤永知子氏が、この問題に対する埼玉県の取り組みが、いかにずさんであったかを具体的に指摘して埼玉県の行政の怠慢と県議会の政治の無策さを陳述いたしました。

この第1回の陳述をふまえて、第2回の口頭弁論では、大西将之氏、河登一郎氏、藤永知子氏の3名が意見陳述いたしました。大西氏は、「八ッ場ダム計

画が法律を逸脱している」と述べられました。そもそも八ッ場ダム事業の法律的な根拠について、利水面でも治水面でも、その法的な根拠がはなはだ薄弱であることが具体的に論述されました。利水面では、根拠になる法律は「水資源開発基本計画（略称：フルプラン）」ですが、「利根川荒川フルプラン」は2000年で期限切れになつており、新しいフルプランがいまだに策定されていないことを指摘されました。つまり、現在の八ッ場ダム事業は上位計画なしで推進されているということです。また治水面でのダムの上位計画は河川整備計画ですが、これも利根川では、新河川法に基づく河川整備基本方針も河



川整備計画も策定されておらず、策定の時期さえ示されていないのが現実です。利水のみならず治水についても時代に即した現実的なビジョンがないということです。役人にはいろいろ逃げ口上があるのかもしれません、八ッ場ダムの事業が法的な立場からも、その根拠がいかに薄弱であるかということを、大西氏は陳述で浮き彫りにされました。

つづいて、河登氏が「環境破壊と税金の浪費を止めないとこの国の将来はない」と述べられました。ダムが環境と景観を永久に破壊すること、ダム自体にも寿命があるにもかかわらず、寿命が尽きた後の方策が何も示されないで事業が強行されているのは、上位計画だけでなく事後の対策もない、単なる税金のばらまきに過ぎないと述べられ、この事業が多くの点で著しく不当であるとしめくくられました。

最後に藤永知子氏は埼玉県が、県民に対して説明責任を果たしていないことを具体的に指摘いたしました。埼玉県の巨額の支出に対して、八ッ場ダムの利水上の利益、治水上の利益について具体的な説明がこれまで一切なされなかつた事、また、住民監査請求に対する埼玉県の監査委員のずさんさを具体的に指摘して、監査委員会は、実際には県の行政組織が監査結果の内容も決めてしまうという驚くべき監査の実態を明らかにしました。

以上の第1回、第2回の意見陳述は、いずれも目的を得た説得力のあるものがありました。それぞれがお互いを補完して、全体として八ッ場ダム事業の問題点と著しい不当性を浮き彫りに出来たと思います。この意見陳述を裁判所が真摯に受け取ってくれることを心から願っています。

八ッ場ダムは、「多目的ダム」という事になっています。その昔、多目的ダムは、1) 電源開発、2) 治水、3) 利水、だったように記憶していますが、現在は治水と利水の二つだけで「多目的」と言っています。しかし、この二つを並べて、ハタと思ったのは、利水と治水ではその目的が正反対のように思えることです。利水のために、ダムに水を貯めなければならない。治水のために、ダムに水があってはいけない。天候はプログラム通りに変化するわけではないので、多目的というのは、つまりどちらつかずの目的になります。役所的には「多目的」にすると、それだけ予算が多くつくだろうから歓迎されたのだと思いますが、ほんとに、現実を真剣に考えた上で多目的なのかという疑問が残ります。現に、多目的ダムと称していた倉渕ダムは（おそらく）利水の必要がなくなったので凍結になりました。治水はそもそも、あまり期待されていなかつたのではないかと思われます。本来、治水はダム単体に期待するというのは間違いで、山林（森林、広葉樹の涵養）一河川（河川敷、河川整備）一海岸（海岸線、砂浜の確保）を総合的に考えた上で事業であるべきで、国交省だけにまかせているのが間違いのもとだと思っています。

住民裁判にもどりますと、八ッ場ダムの問題に限らず、行政の行う事業の違法性を立証す

るのは極めてむずかしい事だと考えています。違法性が一ヵ所でも立証できれば、その時点で KO 勝ちです。法律のプロが行うことですから、少なくとも条文に明らかに違反するような事は、めったにするはずがないのです。もし、そのような事が発覚すれば、住民訴訟という段階ではなく、直接、検察庁が動く問題になります。弁護士さんには、この困難を乗り越えて、針の穴でもいいから、条文に明らかに違反するような違法性を見破ってほしいと心から期待しています。地道な作業ですが、実はこの事の方が住民裁判の本体なのです。しかし、我々にとっては、条文の解釈の違法性を立証するのは並大抵のことではないので、当該の事業がいかに不当であるかを訴えることが主眼になります。これまでの意見陳述でもあったように、この八ッ場ダム事業が、常識に照らしていかに著しく不当であるか、あるいは、法律の趣旨に照らして、いかにとんでもなく不当であるかを訴える事が今後も必要であると考えています。「とんでもなく不当なことは、いかに裁量権のある場合でも違法にあたる」という判例もあるそうですので、これからもがんばっていきたいと思います。

以上、埼玉県の住民訴訟第2回公判の報告といたします。

## さいたま地裁 第2回口頭弁論期日の報告

弁護士 野本 夏生

埼玉訴訟の第2回口頭弁論期日は5月11日水曜日午後3時30分からさいたま地方裁判所の301号法廷で行われました。

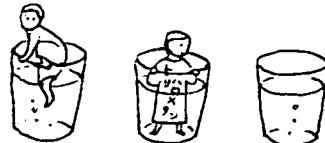
301号法廷はさいたま地裁では一番大きな法廷で、通常は刑事事件の審理に使われています。しかし、八ッ場ダム訴訟は、マスコミでも盛んに取り上げられており、傍聴者も多く来ることが予想されるということで、特別にこの法廷が使われることになりました。裁判所がわざわざ大きな法廷を用意してくれているのに傍聴席が埋まらないのではと心配する向きもあったのですが全くの杞憂でした。

満席の法廷で行われた審理の中身の点でも、他の事件では余り例のないことが行われました。前回に引き続き、この第2回期日でも原告代表者の意見陳述が認められたのです。原告団には、この機会を大いに活用してもらいました。河登さんからは、八ッ場ダム事業がもたらす環境破壊、ダムサイトの地滑りの危険性、ダム本体の寿命の問題を、大西さんからは、八ッ場ダムが利水面においても治水面においても法律で定められた上位計画が策定されないまま事業が進行しているという問題点とともにパワーポイントを使ってわかりやすく説明していただきました。

# おいしい水を飲むために

鳩津 晉之

## (3) トリハロメタンからみた安全な水



今から約 25 年前のことであるが、水道水に発がん性物質トリハロメタンが含まれていることが報道され、水道水への不信感が大きく広がったことがある。それまでは浄水場でつくられる無色透明な水道水の安全性を疑問視することがほとんどなかった。その水道水に発がん性物質が含まれていて、しかも、それも浄水場で加える塩素によって生成されるというのであるから、一般市民にとって驚愕のニュースとなった。

水道浄水場ではアンモニアなどの酸化と滅菌のため、塩素を注入する。その塩素と、原水中の有機物質が反応して、発がん性の疑いのある物質が何十種類と生成される。その代表格がトリハロメタンである。なお、トリハロメタンはクロロホルム等の4成分の総称である。

最近になって、トリハロメタンの発がん性が明確でないとか、或いはその主成分であるクロロホルムは大気由来の吸収もあるとかの理由で、水道水のトリハロメタンを特に問題にすべきではないという意見が一部の学者から出されている。その真偽はともかくとして、トリハロメタンは、塩素との反応で生成される数多くの発がん性物質全体の動向を示すバロメーターでもあるから、水道水の安全性を高めるためには、やはりトリハロメタン濃度をできるだけ低くする必要がある。

トリハロメタンの濃度は水道原水の汚れ程度にかかっている。きれいな原水であれば、塩素と反応する物質がわずかしか含まれていないので、トリハロメタンはあまり生成されないが、逆に汚れた原水であれば、トリハロメタンが多く生成される。この点で、地下水を水源とする水道水は、原水が清浄であるので、トリハロメタンがゼロに近く、一方、埼玉県が各市町村に供給している大久保浄水場や新三郷浄水場の水道水は、原水が多少汚濁した河川中流の水であるので、トリハロメタン濃度が高い。

八ッ場ダムができると、各市町村の水道水源は、地下水から大久保水道水等へ一部転換されることになっている。埼玉では、水道水の安全性を低下させるような水道行政が進められているのである。



また、藤永さんが、県も県監査委員も自ら果たすべき責任を放棄してしまっていることを具体的に陳述しました。傍聴していただいた方にもよく理解していただけたのではないかと思います。

今後の進行についてですが、まず、裁判所から被告側に対し、原告が訴状で詳細に展開をしている主張について認否を行うようにとの指示がなされました。他都県の訴訟では、被告側は、「本案前の抗弁」（実体審理に入ることなく訴えを却下せよといういわば“門前払い”を求める主張）をするのと同時に訴状の主張に対する反論も行ってきているのですが、埼玉訴訟では、被告はもっぱら「本案前の抗弁」を展開してきました。裁判所が、この段階で中味についての議論に入るよう指示をしたことにより、この訴訟が「却下」という形で処理される可能性は非常に少なくなったと言えると思います。

ただ、このことは、原告側としても、当初の予定よりも早く、より具体的な主張と立証とを準備しなければならなくなつたということを意味します。実際、裁判長からは、次回期日にもし可能であれば今後の主張・立証の予定を明らかにして欲しいという趣旨の発言もありました。現在、弁護団では、班分けをして各論点ごとの共通準備書面の作成に取りかかっていますが、この完成が急務となっていました。

次回期日は、7月13日水曜日午後1時30分からさいたま地裁105号法廷で行われます。301号法廷よりもひとまわり小さな法廷となります。引き続き、皆さんの傍聴をよろしくお願い致します。



湯煙りや、咲き残りたる、山桜。  
湯漫（せんかん）の、川床はるか、若葉映ゆ。  
この岩を、ダイナマイドで、壊す氣か。  
梅林の、パンフルートに、鳥答え。  
琴は、風に応えて、かそけくも。

（川原湯温泉：八ツ場ダムを見学して）  
河登 一郎

# ～青葉ツアーオンに参加して～



大丈夫なの？

『石灰をまいて 人為的に川を中性化』

▲ 吾妻川中和のための品木ダム（群馬県六合村）

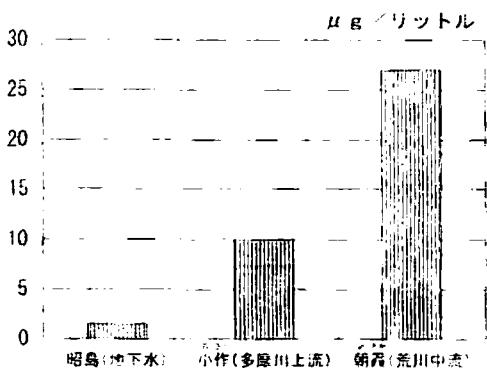
● 市民ネットワーク所沢 鳴原浩美

美しい吾妻渓谷が、必要性のなくなったダム建設の為に見る事が出来なくなるのは寂しいと思い、ツアーオンに参加しました。事前に島津先生に来て頂いて学習会をしていましたので、八ッ場ダムの問題点はお聞きしていました。

実際行ってみて特に驚いた事は、強酸性の吾妻川を中和する為に川にまかれている石灰の量でした。約40年間毎日何万トンもの石灰が川にまかれているとの事でした。魚が住めなかった川に最近はウグイが見られるようになったとの事ですが、人は自然と共存していくかなければ生きていけないので、人間のおごりとしか思えない石灰の量です。その為に、どれほどの税金が使われたのでしょうか？

川が中性に近づいたので、ダム建設が可能になったとの事ですが、これからどんな自然のしっぺ返しがくるのか計り知れない恐ろしさを感じました。地元の人達の複雑な思いもあるようですが、私達の子どもや孫に美しい自然を残す為にも、税金の無駄使いをしない為にも、なんとかダム建設を食止めたいものです。

▼ダムサイト予定地付近（吾妻渓谷）

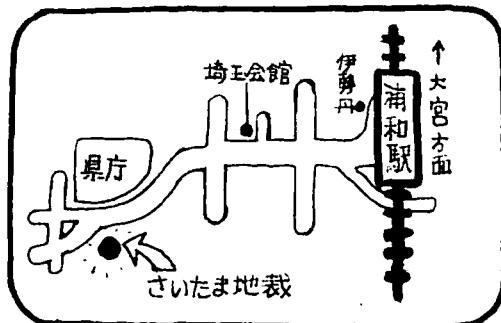


東京都内の水道水のトリハロメタン濃度(2001年度) ←八ッ場ダムはとまるか? (岩波ブックレットNo.644)  
より

誰でも  
傍聴できます！

## 第3回裁判に参加しましょう！

第3回裁判は、7月13日（水）午後1時半から、前回と同じくさいたま地裁で開かれます。ご多忙中とは思いますが、ぜひご参加下さい。



### 八ツ場ダムをストップさせる埼玉の会・総会

◆9月17日（土）午後1時半より 北浦和・カルタスホール（クイーンズ伊勢丹）

- \* 13:30~14:20 総会、会則・役員・活動報告・会計報告
- \* 14:30~16:10 映画（DVD）上映会  
“プロジェクトV（バイオント）－史上最悪のダム災害”  
その他、詩の朗読なども計画しています。

### 群馬・下久保ダム（諏原地滑り地区）見学会

◆10月30日（日）さいたま或いは熊谷からマイクロバス？  
詳細計画は未定です。決まり次第お知らせします。

### 提訴1周年記念集会

◆11月27日（日）午後 南大塚ホール

- \* 藤田恵氏（元木頭村村長）の講演、ミニコンサートなど企画  
これも、詳細決定次第お知らせします。

### 八ツ場ダムをストップさせる埼玉の会

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和3-12-3-601 藤永 知子 方

TEL/FAX 048-825-3291

\*八ツ場ダム訴訟 <http://yamba.sakura.ne.jp/>

\*八ツ場ダムを考える会 <http://www.yamba-net.org>